

「令和8年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修」業務委託募集要項

1 業務の名称

令和8年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修

2 事業の目的

認知症の人と家族への支援の質向上を図るため、医療・介護・福祉等の専門職が互いの役割や専門性を理解し合い、連携して、認知症支援の初期から終末期まで継続的かつ一貫した支援を実現することが重要である。そのため、多様な機関・職種による連携や地域資源の活用について理解を深める必要がある。

本事業においては、認知症の人と家族の支援に携わる専門職に対し、多職種協働の意義や知識、技術の習得を図るとともに、連携構築のための場および機会を提供することで、多職種が連携を取り協働しやすい環境づくりを推進することを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

別添「令和8年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修」企画提案仕様書のとおり

(2) 委託期間

業務委託契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 委託金額

1,440,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 応募資格

次の(1)から(5)までの全ての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (5) 暴力団でなく、且つ、役員等が暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと

5 全体スケジュール

内容	期間
公募	令和8年4月22日（水）から 5月12日（火）午後5時まで
質問受付期限	令和8年5月7日（木）午後5時まで
応募書類等提出期限	令和8年5月12日（金）午後5時まで
審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和8年5月20日（水）から5月29日（金） いずれか1日

結果通知	令和8年6月上旬 (各応募者に文書で通知します。)
------	------------------------------

6 応募方法

(1) 応募書類

以下のアからオまでの書類を作成し、下記により提出してください。

ア 申込書(様式1)

イ 団体概要(様式2)

次の資料を添付すること

(ア) 定款または規約

(イ) 直近2事業年度の事業報告書、決算書

(ウ) その他様式は問わないが、団体の概要を明記したもの

ウ 企画提案書(様式3)

エ 見積書(様式4)

※委託にかかるすべての費用を含むこと。

オ 確認書(様式5)

(2) 提出部数 提出部数は10部(正本1部、写し9部)

(3) 提出方法

千葉県健康福祉部高齢者福祉課認知症対策推進班(持参、郵送)

(4) 提出上の注意

提出書類は、A4判・縦置きサイズで印刷し、左端に2穴を開けて綴じること。

(5) 提出期限 令和8年5月12日(火)午後5時(必着)

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱う。

※持参の場合の提出時間は、開庁日の午前9時から午後5時までの間とする。

(6) 提出先 千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 認知症対策推進班

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

メールアドレス: kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp

7 応募書類の入手方法

応募書類は、千葉県健康福祉部高齢者福祉課において配布します。

また、千葉県高齢者福祉課ホームページからダウンロードすることもできます。

8 選考方法

令和8年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修事業業務委託に係る選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより応募者からの企画提案内容等を審査し、最優秀提案者を選考する。

なお、6件以上の応募があった場合は、書面による事前審査を実施した上で、プレゼンテーションを行う5団体を選定することとする。

また、応募団体が1者のみの場合は、書面により審査を実施する。

(1) 審査方法

次表の項目に従い審査を行い、最も高い評価を得た応募者を最優秀提案者とする。

No.	審査項目	審査基準
1	団体について	団体として多様な専門職を集めた研修の開催に対する実績を有しているか。
		団体の研修事業の活動方針が企画提案仕様書の理念に合致しているか。
2	事務所の体制	研修に必要な広さの会場は確保できるか。
		可動式の机、椅子等の必要な備品が設置できるか。
3	事業の実行体制	専門職を対象とした受講者を幅広く募集することができるか。
		グループワークを中心とした演習形式を用いた、実践的な研修を開催するノウハウを有しているか。
		ティーチングアシスタントや運営担当者などの人員を十分に配置できるか。
		開催される研修を通して、多職種間相互の理解促進を期待できるか。
4	管理体制	運営の独立性と公平性が確保されているか。
		事業目的を正しく理解しているか。
		委託期間内に実施できるスケジュール設定がなされているか。
		見積経費は事業運営に対して適当と認められるか。

(2) 結果通知

審査の結果については、応募者全員に文書で通知するとともに、審査後に、千葉県ホームページ上で最優秀提案者を公表する。なお、最優秀提案者以外の企画提案者名の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切対応しない。

(3) その他

審査に関する異議には一切応じられない。

9 企画提案書等のお問い合わせ

千葉県健康福祉部高齢者福祉課認知症対策推進班（担当者：小林）

電話 047-223-2328

FAX 043-227-0050

メール kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp

10 質問の受付

応募に係る質問については、次のとおり対応する。

(1) 受付期間・方法

令和8年5月7日（木）午後5時までに電子メールにより、質問書【様式5】で問い合わせること。電子メール送信後、電話にて、必ずメール到着確認を行うこと。その際、件名を「【令和8年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修事業】（事業者名）」とすること。

〈問い合わせ先〉E-mail：kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp

(2) 質問の回答

質問のあった全ての事項とそれに対する回答は、随時、千葉県ホームページに掲載する。

1 1 応募者の失格

次の各号に該当する場合は、提案は無効となる。

- (1) 応募資格のない者が提案した場合
- (2) 提案書が提出期限までに提出されない場合
- (3) 提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 選考委員又は関係者に選定に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

1 2 その他の留意事項

- (1) 本案件に参加する費用は、すべて応募者の負担とし、受託申込書（企画提案書）作成及び提出に対する報酬はないものとする。
- (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類は必要に応じて複写する。また、使用は県庁内及び選定での検討に限る。
- (5) 提出された書類は一切返却しない。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき提出案件を開示する場合がある。
- (7) 審査において決定された受託候補者が辞退した場合は、次点の候補者を繰り上げて順位を定めるものとする。
- (8) 本プロポーザルにおいて受託候補者を選定できなかった場合、その他必要がある場合は、再度公募を行うことがある。
- (9) この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。